

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第十条関係）

改 正 案

現 行

附 則

附 則

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）  
 第三条（略）

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）  
 第三条（略）

2（略）  
 3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

2（略）  
 3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年千七百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき千円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年五千四百円に一発明につき三千三百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年一万六千二百円に一発明につき一万円を加えた額
（略）	（略）

各年の区分	金 額
第一年から 第三年まで	毎年八千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万三千五百円に一発明につき八千四百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年二万七千円に一発明につき一万六千八百円を加えた額
（略）	（略）

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「十六万八千六百円に一請求項につき四千元」とあるのは、「十五万四千六百円」に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一万八

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての特許法第九十五条第二項の規定の適用については、別表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千七百元」とあるのは、「七万七千三百円」に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき九千円」

千円」と、同表第十一号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

と、同表第十三号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）（附則第十二条関係）

改 正 案		現 行	
<p>附則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略） 2 前項の場合において、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律 号。以下「平成十五年改正法」という。）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>附則 （第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置） 第四条（略） 2 前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審判及び特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>第七條の二第二項 並びに第三十九條第三項 並びに第三十九條第五項（第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三十七條第一項 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。 二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。 二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九條第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第四十條第五項において準用する場合を含む。）又は第四十條第二</p>
<p>第三十七條 第三十七條 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この</p>	<p>第三十七條 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。</p>	<p>第三十七條 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この</p>	<p>第三十七條 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。</p>

場合において、  
二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。  
一 その実用新案登録が第三条、第二条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。  
二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。  
三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三

一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。  
二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。  
二の二 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第三項から第五項まで（第四十条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。  
三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。  
四 その実用新案登録が考案者でない者であつてそ

項ただし書の規定に違反してされたとき。

号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四| その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受け、承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五| 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十条の規定により実用新案権を享有することができな

の考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五| 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2| 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること(その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3| 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

4| 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、そ

<p>第三十九 条から第 四十一 条まで</p>	
<p>第三十九 条 实用 新案権者 は、次に 掲げる事 項を目的 とする場 合に限り 、願書に 添付した 明細書又 は図面の 訂正をし 、その旨 を当該実 用新案権 者につい て通知し なければ ならない。</p>	<p>1 前項の審判は、实用新案権の消滅後においても、請求することができる。</p> <p>2 前項の審判は、实用新案権の消滅後においても、請求することができる。</p> <p>3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該实用新案権者についで通知し、その旨を当該实用新案権者についで通知しなければならない。</p>
<p>第三十九 条 实用 新案権者 は、願書 に添付し た明細書 又は図面 の訂正を すること ができる。 ただし、 その旨を 当該实用 新案権者 についで 通知しな ければ不 可。</p>	<p>の旨を当該实用新案権者についで通知し、その旨を当該实用新案権者についで通知しなければならない。</p>

<p>第三十九 条第一 項</p>	
<p>次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。</p>	
<p>第三十七 条第一 項の審判 が特許庁 に係属し ている場 合を除き 、願書に 添付した 明細書又 は図面の 訂正をし 、その旨 を当該実 用新案権 者につい て通知し なければ ならない。</p>	

いて審判を請求  
することができ  
る。

一 実用新案登  
録請求の範囲  
の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない  
記載の釈明

2 前項の明細書  
又は図面の訂正  
は、実質上実用  
新案登録請求の  
範囲を拡張し、  
又は変更するも  
のであつてはな  
らない。

3 第一項第一号  
の場合、訂正  
後における実用  
新案登録請求の  
範囲に記載され  
ている事項によ  
り構成される考  
案が実用新案登  
録出願の際独立  
して実用新案登  
録を受けること  
ができるもので  
なければならな  
い。

4 第一項の審判

囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りよつでない記載の  
釈明

2 前項の審判は、第三十七  
条第一項の審判が特許庁に  
係属した時からその審決が  
確定するまでの間は、請求  
することができない。ただ  
し、同項の審判の審決に対  
する訴えの提起があつた日  
から起算して九十日の期間  
内（当該事件について第四  
十七条第二項において準用  
する特許法等の一部を改正  
する法律（平成十五年法律  
第 号）第一条の規定  
による改正後の特許法（以  
下「平成十五年改正特許法」  
という。）第八十一条第  
一項の規定による審決の取  
消しの判決又は同条第二項  
の規定による審決の取消し  
の決定があつた場合におい  
ては、その判決又は決定の  
確定後の期間を除く。）は、  
この限りでない。

3 第一項の明細書又は図面  
の訂正は、願書に添付した  
明細書又は図面に記載した  
事項の範囲内においてしな  
ければならない。

においてしなければならず、か  
つ、次に掲げる事項を目的と  
するものに限る。

<p>(訂正の無効の審判)  第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることに</p>	<p>は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七條第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>
<p>(答弁書の提出等)  第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。  2 審判長は、第四十一条において準用する平成十五年改正特許法第百三十一条の二第二項の規定により請求</p>	<p>4 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。  5 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。  6 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七條第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。</p>

<p>第四十条  第一項</p>	<p>願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。</p>
<p>審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。</p>	

		<p>て審判を請求することができる。</p> <p>2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。</p>
<p>書の補正を許可するとき は、その補正に係る手続補 正書の副本を被請求人に送 達し、相当の期間を指定し て、答弁書を提出する機会 を与えなければならない。 ただし、被請求人に答弁書 を提出する機会を与える必 要がないと認められる特別 の事情があるときは、この 限りでない。</p> <p>3 審判長は、第一項又は前 項本文の答弁書を受理した ときは、その副本を請求人 に送達しなければならない。 い。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、 当事者及び参加人を審尋す ることができる。</p> <p>(訂正の請求) 第四十条の二 第三十七条第 一項又は第四十八条の十二 第一項の審判の被請求人 は、前条第一項若しくは第 二項、次条第一項若しくは 第二項又は第四十一条にお いて準用する特許法第百五 十二条第二項の規定により 指定された期間内に限り、 願書に添付した明細書又は 図面の訂正を請求すること</p>	<p>書 の 補 正 を 許 可 す る と き は 、 そ の 補 正 に 係 る 手 続 補 正 書 の 副 本 を 被 請 求 人 に 送 達 し 、 相 当 の 期 間 を 指 定 し て 、 答 弁 書 を 提 出 す る 機 会 を 与 え な け れ ば な ら な い。 た だ し 、 被 請 求 人 に 答 弁 書 を 提 出 す る 機 会 を 与 え る 必 要 が な い と 認 め ら れ る 特 別 の 事 情 が あ る と き は 、 こ の 限 り で な い。</p> <p>3 審判長は、第一項又は前 項本文の答弁書を受理した ときは、その副本を請求人 に送達しなければならない。 い。</p> <p>4 審判長は、審判に関し、 当事者及び参加人を審尋す ることができる。</p>	<p>第四十条 第二項</p> <p>2 第三十七条第二項 の規定は、前項 の審判の請求に 準用する。</p>
<p>4 審判長は、審判に関し、 当事者を尋問することがで</p>	<p>3 審判長は、第一項の答弁 書又は前項の訂正の請求書 に添付された訂正した明細 書若しくは図面を受理した ときは、その副本を請求人 に送達しなければならない。 い。</p> <p>二 誤記の訂正 三 明りようでない記載の 釈明</p> <p>一 実用新案登録請求の範 囲の減縮</p>	<p>2 第三十七条第一項又は第 四十八条の十二第一項の審 判の被請求人は、前項又は 次条において準用する特許 法第百五十二条第二項の規 定により指定された期間内 に限り、願書に添付した明 細書又は図面の訂正を請求 することができる。ただし、 その訂正は、願書に添付し た明細書又は図面に記載し た事項の範囲内においてし なければならない。かつ、次 に掲げる事項を目的とする ものに限る。</p>

ができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の  
積明

2 | 審判長は、前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならぬ。

3 | 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第五項において読み替えて準用する第三十九条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができぬ。  
この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

きる。

5 | 前条第二項から第四項まで並びに特許法第二百二十七条、第二百二十八条、第三百十一条、第三百三十二条第三項及び第四項並びに第六百六十四条第一項の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第一号の場合には」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判においては、当該審判の請求がされていない請求項についての訂正であつて、第四十条第二項第一号の場合には」と読み替えるものとする。

4 | 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

5 | 第三十九条第三項から第六項まで並びに特許法第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条並びに第百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第五項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)  
第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第百八十一条

---

---

第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

2 | 審判長は、第四十七条第二項において準用する平成十五年改正特許法第百八十一条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、同条第五項の規定により審理を開始するときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。ただし、当該審理の開始の時に、当該事件について第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に請求された同条第一項の審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

3 | 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、第三十九

---

---

---

---

条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判を請求した場合において、前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、その審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面を援用することができ

4| 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされたときは、その審判の請求は、取り下げられたものとみなす。ただし、訂正の請求の時にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。

5| 第三十九条第二項ただし書に規定する期間内に同条第一項の審判の請求があつた場合において、第一項又は第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、その期間の末日に、その審判の請求書に添

---

---

<p>第四十七 条第二項</p>	<p>及び第七十九 条から第八十二 条まで</p>	<p>、第七十九 条、第八十 条及び第八 十二並びに 平成十五年 改正特許法 第八十一 条</p>		<p>(特許法の準用) 第四十一 条 特許法 第二百二十五 条、第二百 二十七条、 第二百二十八 条、第二百三十 条から第七十 条まで(審決の 効果、審判の 請求、審判官 の審判、訴訟 との関係及び 審判における 費用)の規定 は、審判に準 用する。</p>	<p>(特許法の準用) 第四十一 条 特許法第 百二十五条、 第二百二十七 条、第二百二 十八条、第百 三十二、三百 三十五から第 百六十三、第 百六十四、第 百六十五、第 百六十六、第 百六十七、第 百六十八、第 百六十九、第 百七十条まで 並びに平成十 五年改正特許 法第三百十一 条、第三百十 二条及び第三 十一条(審決の 効果、審判の 請求、審判官 の審判の 手続、訴訟と の関係及び審 判における費 用)の規定は、 審判に準用す る。</p>			<p>付された訂正した明細書又は図面を第三項の規定により援用した同条第一項の訂正の請求がされたものとみなす。ただし、その期間の末日にその審判の審決が確定している場合は、この限りでない。</p>
<p>第四十八 条の十二</p>	<p>第三十九 条第四項 中「第三十七 条第</p>	<p>第三十九 条第二項中 「第三十七 条第一項」と あり、及び「同</p>						

<p>第四十一 条</p>	<p>第三百三十 条から第 百七十 条まで</p>	<p>第三百三十二 条、第三百三 十三、第三百 三十四、第百 六十四、第百 六十五、第百 六十六、第百 六十七、第百 六十八、第百 六十九、第百 七十条まで 並びに平成十 五年改正する 法律(平成十 年法律第五十 一号)第一 条の規定による 改正後の特許 法第三百十一 条</p>
-------------------	---------------------------------------	--

第二項	<p>「第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>	<p>「第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と、同條第六項中、「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」と</p>
第四十八條の十二第三項	<p>第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四條の十五第二項及び第四項（國際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）</p>	<p>第三十七條第一項後段、第三項及び第四項の規定並びに特許法第八十四條の十五第四項</p>
第五十條の二	<p>第三十七條第二項（第四十條第二項及び第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。）第三十九條第四項</p>	<p>第三十七條第三項（第四十八條の十二第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條第六項（第四十條の第二五項において準用する場合を含む。）</p>
第五十五條第二項	<p>準用する。</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七條第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に</p>

第五十五條第二項	<p>準用する。</p>	<p>準用する。この場合において、同法第十七條第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「実用新案法第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項の審判に</p>
----------	--------------	---

第五十六 条第三項	第五十六 条第一項 及び第二 項	
前二項	三十万円	
前項	三百万円	<p>において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第二項、同法第四十条の二第三項、同法第四十条の三第一項若しくは第二項又は同法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは、「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。</p>

第五十六 条第三項	第五十六 条第一項 及び第二 項	
前二項	三十万円	
前項	三百万円	<p>において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する特許法第百六十四条第一項の規定又は実用新案法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六條第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）と、「審判」とあるのは、「審判若しくは実用新案法第四十条第二項の訂正」と読み替えるものとする。</p>

別表第九号	別表第五号	第六十一条	第五十七 条及び第 五十八条	第六十条	第十万 円
審判又は再審を請求する者	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	十 万 円	五 万 円	
審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者（その訂正の請求をすること	登録異議の申立てをする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第五十六条第一項一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項三百万円以下の罰金刑 三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑	百 万 円	五 十 万 円	

別表第九号	別表第五号	第六十一条	第五十七 条及び第 五十八条	第六十条	第十万 円
審判又は再審を請求する者	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。	十 万 円	五 万 円	
審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者	登録異議の申立てをする者	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第五十六条第一項一億円以下の罰金刑 二 第五十六条第二項三百万円以下の罰金刑 三 第五十七条又は第五十八条 三千万円以下の罰金刑	百 万 円	五 十 万 円	

により、第四十条の三第四項の規定に基づき第三十九条第一項の審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。）

3 | 平成十五年改正法の施行前にされた平成十五年改正法附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号。以下「平成六年改正法」といふ。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」といふ。）第百十二条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」といふ。）の決定が確定していない場合における平成十五年改正法の施行後に訂正をする実用新案登録に係る前項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十七条第一項の審判が」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第十六号。以下「平成六年改正法」といふ。）附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「平成六年改正特許法」といふ。）第百十二条の登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」といふ。）又は第三十七条第一項の審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「同項の審判の審決に対する」とあるのは「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」といふ。）又は第三十七条第一項の審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判決」とあるのは「取消決定又は審決の取消しの判決」とする。

4 | 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第

3 | 平成十一年改正法の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判における明細書又は図面の訂正については、第二項において読み替えられた旧実用新案法第四十条第五項後段の規定は、適用しない。

一項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、平成十五年改正法の施行の際現に裁判所に係属している場合において、平成十五年改正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの間において訂正をする実用新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの間は」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）附則第十四条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号）附則第九条第二項において準用する同法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又は第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>附則 （平成五年旧実用法の適用を受ける実用新案登録出願についての経過措置） 第九条（略）</p> <p>2 前項に規定する実用新案登録出願については、平成五年旧実用法第十三条において準用する平成五年旧特許法第五十五条第一項の規定による登録異議の申立てはできないものとし、特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号。以下「平成十一年改正法」という。）による改正後の特許法（以下「平成十一年改正特許法」という。）第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。</p> <p>この場合において、平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は図面の訂正については、平成十一年改正特許法第二十條の四第三項後段の規定は、適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百三條の規定により登録異議の申立てをする者は一件につき四千三百円に一請求項につき五百円を加えた額（昭和六十二年改正法の施行前にした実用新案登録出願に係る登録異議の申立てにあつては、一件につき五千五百円）の範囲内において政令で定める額の手数料を、同項において準用する平成十一年改正特許法第一百八條第一項の規定による参加を申請する者は一件につき五千五百円の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。</p> <p>5 平成十一年改正特許法第七章の規定は、第二項において準用する平成十一年改正特許法第一百四條第二項の取消決定が確定した場合に準用する。</p>

<p>4  前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に伴って必要となる経過措置は、政令で定める。</p>	<p>6  第二項において準用する平成十一年改正特許法第百十三条の規定による登録異議の申立てに關し第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、平成五年旧実用法第五十七条中「実用新案登録又は審決」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。）附則第九条第二項において準用する改正法第二条の規定による改正後の特許法（以下「改正特許法」という。）第百十三条の規定による登録異議の申立て（以下単に「登録異議の申立て」という。）についての決定」と、平成五年旧実用法第五十九条第一項、第六十三条及び第六十四条中「この法律」とあるのは「改正特許法」と、平成五年旧実用法第五十九条第二項中「査定又は審決」とあるのは「登録異議の申立てについての決定」と、平成五年旧実用法第六十二条中「第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法」とあるのは「改正法附則第九条第二項において準用する改正特許法第百十九条（改正法附則第九条第五項において準用する改正特許法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する改正特許法」とする。</p> <p>7  第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に伴って必要となる経過措置は、政令で定める。</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>附 則 第十五条（略）</p> <p>2 新商標法第四十条第二項及び第三項（登録料）、第四十一条第二項及び第三項（登録料の納付期限）、第四十一条の二第二項から第六項まで（登録料の分割納付）、第四十一条の三（利害関係人による登録料の納付）、第四十二条（既納の登録料の返還）並びに第四十三条（割増登録料）並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）第四条の規定による改正後の商標法第四十条第四項及び第五項の規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第二項及び第四十一条の二第二項中「存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第二項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第二項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と読み替えるものとする。</p>	<p>附 則 第十五条（略）</p> <p>2 新商標法第四十条第二項及び第三項（登録料）、第四十一条第二項及び第三項（登録料の納付期限）、第四十一条の二第二項から第六項まで（登録料の分割納付）、第四十一条の三（利害関係人による登録料の納付）、第四十二条（既納の登録料の返還）並びに第四十三条（割増登録料）並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から六項までの規定は、更新登録の出願に関する登録料又は割増登録料に準用する。この場合において、新商標法第四十条第二項及び第四十一条の二第二項中「存続期間の更新登録の申請をする者」とあるのは「存続期間を更新した旨の登録を受ける者」と、第四十一条第二項中「前項」とあるのは「次項」と、第四十一条第三項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第二項中「更新登録の申請と同時に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と、第四十一条の二第六項中「第一項」とあるのは「第二項」と、「商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に」とあるのは「商標権の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（商標権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、存続期間の満了の日）から三十日以内に」と読み替えるものとする。</p>